

# 産前産後休暇・育児休業届

令和 年 月 日

(宛先) 中央区長・中央区福祉事務所長

(産前産後休暇・育児休業の取得を予定している保護者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

この度、産前産後休暇・育児休業を取得することになりましたが、下記の理由により保育所の入所継続を希望します。

記

1 保育所名	
2 児童氏名	(平成・令和 年 月 日生) ( 歳児クラス)
3 出産(予定)日	令和 年 月 日(予定)
4 産前産後休暇取得期間(予定)	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
5 育児休業取得予定 (○をつけてください。)	有 ・ 無
6 育児休業取得期間(予定)	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

## 確認事項

- この届とともに、「子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書兼申請内容変更届」、「母子健康手帳の写し(表紙と分娩予定日が記載されているページ)」、「支給認定証」を併せて提出してください。
- この届を提出することにより、調整指数番号5の適用はなくなります。適用を希望する場合は、この届に替えて、「保育所退所届」を在籍している保育所に提出してください。
- 産前産後休暇・育児休業を取得する場合、既に保育所に入所している児童(以下「保育所入所中の児童」という。)の保育所の入所継続が可能である期間は、出生児が1歳に達した年度末までです。しかし、当該出生児の保育所への入所申込みをしたにもかかわらず、入所できなかったことにより、やむを得ず育児休業期間を延長した場合は、当該出生児の入所が決定し、育児休業を終了するまでの間、保育所入所中の児童の保育所の入所を継続することができます。  
なお、やむを得ない事情でなく、ご自分の意思で育児休業期間を延長する場合は、保育所入所中の児童は退所となります。
- 産前産後休暇・育児休業中は、月極延長保育の利用はできません。月極延長保育の利用は、産前産後休暇、育児休業を取得開始する日の前日までとなります。月内に延長保育を解除する手続きが別途必要になります。
- 産前産後休暇・育児休業から復職されましたら、「認定変更認定申請書兼申請内容変更届」、「就労証明書」、「支給認定証」を提出してください。
- 産前産後休暇・育児休業を取得中に退職した場合は、保育所入所中の児童の保育要件は、求職活動に切り替わります。「認定変更認定申請書兼申請内容変更届」、「求職活動状況申立書」、「支給認定証」を提出してください。保育所の入所継続をする場合は、退職日から3か月以内に就労を開始し、「認定変更認定申請書兼申請内容変更届」、「就労証明書」、「支給認定証」を提出する必要があります。就労証明書の提出がない場合は保育所入所中の児童は退所となります。

上記の確認事項について確認し、了解しました。

令和 年 月 日

保護者署名

又は記名押印

印